



鳥取県公報

平成18年 5月26日(金)
第 7 7 9 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (376) (指導管理室) 1
	土地改良区の役員の就退任 (377) (中部総合事務所農林局) 2
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の 当選人の決定 (378) (景観まちづくり課) 2
	保安林の指定 (379) (森林保全課) 3
	保安林の指定予定 (2件) (380・381) (〃) 3
	鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (382) (水産課) 4
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (25) 5
内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (3) 6
公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民室) 6
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 7
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (〃) 8
調達公告	落札者の決定 (集中化推進室) 9
	落札者の決定 (障害福祉課) 10

告 示

鳥取県告示第376号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成18年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委任させた事務
鳥取式作業道開設士認定講習会の受講料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県農林水産部林政課
副主幹 阿部 竜三
主任 内尾 博之
- 3 委任期間

平成18年5月29日から平成19年3月30日まで

鳥取県告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年5月26日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理事	本 川 一 孝	倉吉市下古川5 - 1
"	野 嶋 正 義	北栄町国坂430
"	石 村 静 臣	倉吉市新田242
"	山 本 幹 裕	倉吉市小田167
"	西 谷 正 一	倉吉市古川沢270 - 1
"	徳 田 一 範	倉吉市井手畑38
"	牧 田 照 徳	倉吉市中江259
"	生 田 愿	倉吉市大塚120
"	福 田 勝 頼	倉吉市穴窪251
監事	伊 東 祐 道	倉吉市新田289
"	山 本 幸 人	倉吉市小田192

平成18年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	牧 田 政 人	倉吉市中江183
"	野 嶋 正 義	北栄町国坂430
"	石 村 静 臣	倉吉市新田242
"	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
"	山 本 公 孝	倉吉市小田131
"	徳 田 和 幸	倉吉市下古川17
"	徳 田 一 範	倉吉市井手畑38
"	生 田 愿	倉吉市大塚120
"	大 上 哲 人	倉吉市穴窪231
監事	伊 東 祐 道	倉吉市新田289
"	山 本 幸 人	倉吉市小田192

平成18年4月22日就任 任期 4年

鳥取県告示第378号

平成18年5月14日を執行日とした米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条の規定により告示する。

平成18年5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

宅地所有者のうちから選挙された当選人の氏名及び住所

氏名	住 所
池吉 憲	米子市茶町84
岡本武士	米子市万能町172
船守清史	米子市加茂町二丁目166
保木本茂實	米子市東町167
丸谷貞夫	米子市末広町264
山形周弘	米子市明治町254

鳥取県告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林の所在場所

東伯郡北栄町東園字稲場608の90、608の150、608の231、608の375

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大栄町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第380号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字惣地字幸ノ木328、字菖蒲ヶ平339の2、341、342の1、343、字中ノ谷357

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字新見字井手口375、379、字寺谷838から840まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第381号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡北栄町国坂字越前539、541、543の1、字馬場1372の1、1372の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、北栄町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第382号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第9条の規定により告示する。

平成18年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 聴聞の日時 平成18年 5月30日 (火) 午後 2時から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁第 3 会議室 (鳥取県庁本庁舎地階)
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第 1 項の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号 (不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について) の一部を次のように改正する。

平成18年 5月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																												
1 略	1 略																												
2 老人ホーム	2 老人ホーム																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム気高あすなる</td> <td>鳥取市気高町八幡268</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームなりすな</td> <td>鳥取市青谷町善田27 - 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>ケアハウスいずみの苑</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>有料老人ホームいずみの苑</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		特別養護老人ホーム気高あすなる	鳥取市気高町八幡268	特別養護老人ホームなりすな	鳥取市青谷町善田27 - 1	略		ケアハウスいずみの苑	"	有料老人ホームいずみの苑	"	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム気高あすなる</td> <td>鳥取市気高町八幡268</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>ケアハウスいずみの苑</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		特別養護老人ホーム気高あすなる	鳥取市気高町八幡268	略		ケアハウスいずみの苑	"	略	
施設名	所在地																												
略																													
特別養護老人ホーム気高あすなる	鳥取市気高町八幡268																												
特別養護老人ホームなりすな	鳥取市青谷町善田27 - 1																												
略																													
ケアハウスいずみの苑	"																												
有料老人ホームいずみの苑	"																												
略																													
施設名	所在地																												
略																													
特別養護老人ホーム気高あすなる	鳥取市気高町八幡268																												
略																													
ケアハウスいずみの苑	"																												
略																													
3 及び 4 略	3 及び 4 略																												

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成18年 5月26日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

採 捕 を 禁 止 す る 河 川		禁止する漁法	禁止する期間
1 千代川水系に係る河川	八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。	さお釣（引懸（ゾロ）を含む。）	平成18年 6月 1日 から同月14日まで
		投網	平成18年 6月 1日 から同月30日まで
	上記以外の区域	さお釣（引懸（ゾロ）に限る。）	平成18年 6月 1日 から同月14日まで
		投網	平成18年 6月 1日 から同月30日まで
2 天神川水系に係る河川	投網 ヤス	平成18年 6月 1日 から同年 7月 1日 正午 まで	
3 日野川水系に係る河川	投網	平成18年 6月 1日 から同年 7月 1日 正午 まで	
4 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成18年 6月 1日 から同月30日まで	
5 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154 - 1地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成18年 6月 1日 から同月30日まで	

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第39条の規定により、平成17年 4月 1日から平成18年 3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成18年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実 施 機 関	開示請求件数	処 理 状 況			
		全部開示	部分開示	非開示	不存在
知事（知事部局）	13	13	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0
教育委員会	12	11	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
病院事業管理者	1	0	1	0	0
合 計	26	24	2	0	0

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実 施 機 関	開示請求の件数
知事（知事部局）	108
知事（企業局）	0
教育委員会	1,349
人事委員会	430
病院事業管理者	8
合 計	1,895

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求があったときは、原則開示するものである。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報是正の申出の件数及び処理状況

申出なし

5 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条の規定により次のとおり公表する。

平成18年 5月26日

鳥取県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
吾妻産業有限会社 代表取締役 足立収	岩美郡岩美町 大字新井555 - 1	岩美郡岩美町大字 浦富字坊谷3081 - 48 (5,598.98平方メートル)	真砂土 (20,841.64立方メートル)	平成18年 3月24日 から平成21年 3月 23日まで	平成18年 3月24日
山根茂	鳥取市河原町 山手228	鳥取市用瀬町家奥 字中ノ谷奥465 - 1外 5筆 (8,745.75平方メートル)	風化花崗岩 ^{こう} (44,456.7立方メートル)	平成18年 3月29日 から平成21年 3月 28日まで	平成18年 3月29日
有限会社藤原 建材 代表取締役 藤原偉久男	米子市目久美 町130 - 3	西伯郡南部町御内 谷字ガアノ尾377 - 8外 3筆 (7,562平方メートル)	風化花崗岩 ^{こう} (37,322立方メートル)	平成18年 4月28日 から平成19年 4月 27日まで	平成18年 4月28日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成18年 5月26日

鳥取県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
有限会社西山 工業 代表取締役 西山秀雄	米子市夜見町 1936 - 3	境港市佐斐神町字 砂浜ノ二13 - 5外 1筆 (1,490平方メートル)	砂 (2,294立方メートル)	平成18年 3月 2日 から平成19年 1月 1日まで	平成18年 3月 2日
浜村産業株式会社 代表取締役 倉石正子	鳥取市福部町 細川384 - 1	鳥取市青谷町青谷 空濱4974 - 1外 4 筆 (1,784.15平方メートル)	砂 (2,578.98立方メートル)	平成18年 4月24日 から平成19年 4月 23日まで	平成18年 4月24日
有限会社相互	鳥取市湖山町	鳥取市伏野字塚松	砂 (6,387.38立方	平成18年 4月28日	平成18年 4月28日

商事 代表取締役 千馬幹男	北三丁目468	2517外1筆 (3,286.48平方メー トル)	メートル)	から平成19年4月 27日まで
---------------------	---------	---------------------------------	-------	--------------------

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 借入物品等の名称及び数量、落札者の名称及び所在地並びに落札単価

借入物品等の名称及び数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札単価（複写機1台当たりの月額賃貸料及び複写に係る片面1枚当たりの保守料単価）
東部地区納入分			
ア 複写機（白黒 低速機） 7台	株式会社ケイズ	米子市両三柳2864 - 16	6.40円
イ 複写機（白黒 中速機） 14台	株式会社ケイズ	米子市両三柳2864 - 16	1.19円
ウ 複写機（白黒 中高速機） 12台	ヲサカ文具店	鳥取市栄町656	1.11円
エ 複写機（白黒 高速機） 10台	株式会社愛進堂	鳥取市商栄町221	0.82円
オ 複写機（カラー 黒低速機） 20台	株式会社エコービ ジネス	鳥取市田島721	黒 1.10円 カラー 11.00円
カ 複写機（カラー 黒中速機） 7台	株式会社エコービ ジネス	鳥取市田島721	黒 1.00円 カラー 10.10円
中部地区納入分			
キ 複写機（白黒 低速機） 5台	株式会社ケー・オ ウ・エイ	米子市両三柳328	3.29円
ク 複写機（白黒 中速機） 1台	有限会社スイコー 商会	倉吉市宮川町159 - 4	2.78円
ケ 複写機（白黒 中高速機） 4台	株式会社ケー・オ ウ・エイ	米子市両三柳328	0.93円
コ 複写機（カラー 黒低速機） 6台	株式会社ケー・オ ウ・エイ	米子市両三柳328	黒 1.10円 カラー 11.00円
サ 複写機（カラー 黒中速機） 1台	株式会社ケー・オ ウ・エイ	米子市両三柳328	黒 1.00円 カラー 20.00円
西部地区納入分			

シ 複写機 (白黒 低速機)	6 台	有限会社福井事務機	米子市旗ヶ崎2021 - 7	2.72円
ス 複写機 (白黒 中速機)	6 台	株式会社ケイズ	米子市両三柳2864 - 16	1.29円
セ 複写機 (白黒 高速機)	1 台	株式会社ケー・オウ・エイ	米子市両三柳328	1.24円
ソ 複写機 (カラー 黒低速機)	9 台	株式会社ケー・オウ・エイ	米子市両三柳328	黒 1.10円 カラー 11.00円
東、中、西部地区納入分 タ 複写機 (広幅機 (A 0))	3 台	株式会社金居商店	鳥取市本町一丁目203 - 4	賃借料 40,100円 22.00円

- 2 契 約 方 式 一般競争入札
 3 落 札 日 平成18年3月27日
 4 入 札 公 告 日 平成18年2月7日
 5 落 札 方 式 最低価格落札方式
 6 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部庶務集中局集中化推進室
 及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県立総合療育センター清掃業務 一式
 2 契 約 方 式 一般競争入札
 3 落 札 日 平成18年3月27日
 4 落札者の名称及び所在地 旭ビル管理株式会社
 米子市車尾五丁目1 - 1
 5 落 札 金 額 20,790,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
 6 入 札 公 告 日 平成18年2月14日
 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立総合療育センター事務部
 及び所在地 米子市上福原七丁目13 - 3